

社会福祉の法制度の発展過程について

0 戦前の社会福祉制度

- 1874年 救済規則（社会福祉の萌芽）
 - ・家族、隣人等による私的救済が中心、「無告の窮民」（他に寄る辺のない者）のみ公が救済
- 1929年 救護法（公的扶助の原型）
 - ・初めて救護を国の義務としたが、財政難のため実施を延期（1932年施行）。権利性はない。
 - ・貧困者のうち怠惰・業行不良の者は対象外
- 1938年 社会事業法（社会福祉事業法の前身）
 - ・救済事業、養老院、育児院など私設社会事業に助成（優遇税制、補助金支出）
 - ・施設の濫立や不良施設防止を目的に規制

1 戦後社会福祉制度の確立期

- 福祉三法体制（戦後急増した貧困者対策）
 - 1945年 （旧）生活保護法（引揚者等貧困者対策）
 - 1947年 児童福祉法（浮浪児、孤児対策）
 - 1949年 身体障害者福祉法（戦争による身体障害者対策）
 - 1950年 生活保護法（貧困者全般を対象、生存権保障を明確化）
 - 1951年 社会福祉事業法（社会福祉事業の範囲、社会福祉法人、福祉事務所などの基盤制度を規定）（2000年に社会福祉法に改正）

2 拡充期

- 福祉六法体制（低所得者から一般的なハンディキャップを有する者に対象を拡大）
 - 1960年 精神薄弱者福祉法（1999年に知的障害者福祉法に名称変更）
 - 1963年 老人福祉法
 - 1964年 母子福祉法（1982年に母子及び寡婦福祉法に名称変更）
 - 1971年 児童手当法
 - 1973年 老人医療無料化（福祉元年）

3 見直し期

- 第2臨調に基づく福祉の見直し
 - 1980年 第2臨調設置、社会福祉を含む行財政改革を提言
 - 1982年 老人保健法（2008年に高齢者の医療の確保に関する法律に名称変更）
 - 1987年 社会福祉士及び介護福祉士法

4 改革期

- 平成福祉改革
 - 1989年 福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申
 - ・福祉サービスの供給主体のあり方
 - ・在宅福祉の充実と施設福祉との連携強化
 - ・市町村の役割重視
 コールドプラン策定
 - 1990年 社会福祉関係八法改正
 - ・在宅福祉サービスの積極的推進
 - ・福祉サービスを市町村に一元化
 - 1994年 高齢者介護・自立支援システム研究会報告
エンゼルプラン策定
 - 1995年 障害者プラン策定
 - 1997年 児童福祉法改正法成立
介護保険法成立
 - 2000年 社会福祉事業法等改正（社会福祉事業法→社会福祉法に改正）

5 現在の段階

- 2003年 支援費制度
地域福祉計画
- 2005年 障害者自立支援法成立（2013年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更）

社会の情勢

世界恐慌により、貧困者が増大

昭和不況により、私設社会事業の資金が枯渇

第二次世界大戦

引揚者、戦災孤児、戦争による身体障害者が多数生じた「6項目原則」
「社会保障制度に関する勸告」

高度成長の実現による国民の生活水準の向上

国民皆保険・皆年金の達成（1961年）

〔高齢化、核家族化、サラリーマン化、女性の社会進出が進む〕

石油ショックの勃発

赤字国債が財政を圧迫

基礎年金制度の導入（1986年）

平成バブル不況

少子・高齢社会の本格化に伴う福祉需要の増大・多様化

「失われた10年」

地方分権の推進

非正規雇用の増大
「三位一体改革」
財政赤字の顕在化